

エステティック機器認証の  
許諾に関する契約書

特定非営利活動法人日本エステティック機構（以下「甲」という。）と、  
\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、甲が乙の製造する  
エステティック機器\_\_\_\_\_（認証番号：\_\_\_\_\_）  
に対して認証を許諾するにあたり、以下のとおり契約する。

## 第 1 条 用語の定義

この契約に関する基本的な用語の定義は以下のとおりとする。

### （1）機器

乙が製造及び販売するエステティック機器であって、この契約により認証の対象となるものをいう。

### （2）製造工場

当該機器を製造する単一あるいは複数の工場又は事業場で、当該認証に係わる機器の安全に関する試験及び検査システムの評価対象製造事業所の総称をいう。

### （3）認証基準

甲が別途定める「エステティック機器認証制度」の「4. 認証基準及び認証の決定」における、製品試験の基準となる「エステティック機器認証規格」及びシステム書類審査の基準となる「エステティック機器の安全性に関する試験及び検査システム認証書類審査規格」をいう。

### （4）認証

甲が、乙による認証申請のあった機器に対して、認証基準に適合していると判断し、その証として認証書を発行し、認証シールの使用を許諾することをいう。

### （5）認証書

当該機器が認証されていることを証明するために甲が発行した文書をいう。

### （6）認証機器

認証された機器をいう。

### （7）認証シール

認証シールとは、認証書が交付された事業者に対して、甲が発行し、認証機器に貼付することを認めたものをいう。

## 第 2 条 権利及び義務

1. 乙による認証申請のあった機器は、「エステティック機器認証制度」に基づき、認証基準に適合していることが求められる。

甲は、当該機器が認証基準に適合し、乙が本契約書に合意、署名している場合には、乙の認証申請に基づいて認証書を発行する。甲は、当該機器が認証基準に適合し、乙が本契約書の内容を履行している限りにおいて、発行した認証書を有効とし、本契約に基づき認証シールの使用を乙に対して許諾する。

2. 乙は、当該認証機器が認証基準に適合していることの確認を必要と甲が判断した際は、これに協力しなければならない。

3. 乙は、認証申請時の製品試験に供した機器(量産時と同一工程で製造されたサンプル機器)と同一条件において、当該認証機器が製造されていることを確保しなければならない。
4. 乙は、業態及び認証の範囲の追加・変更等、認証書の記載事項に変更が生じた場合は、「エステティック機器認証制度」の「7. 認証の変更」の規定に従い甲に届出をしなければならない。

### 第 3 条 認証シール等の使用条件及び使用範囲

1. 甲は、乙に対し、本契約書に規定される条件に基づき、本契約書第 17 条の規定による契約の有効期間中に限り、認証機器の本体、包装、容器等への認証シールの使用について許諾するものとする。
2. 認証シールは、認証機器の本体、包装、容器等に貼付する。  
乙が当該認証機器に係わるパンフレット、カタログ(会社案内等を含む)に、認証シールの画像を表示する場合には、当該認証機器に関する情報として表示しなければならないが、他の認証されていない機器があたかも認証されているような誤解を第三者に与えるような表示をしてはならない。
3. 乙は、認証機器に認証シールを使用したときは、その数量及び時期を記録しなければならない。甲がその記録の提示を求めた時は、乙はこれに応じなければならない。

### 第 4 条 サンプル機器の提供

甲は、乙に対し、認証又は認証の維持のために試験又は検査の必要を認めた場合は、試験用機器を無償で甲又は甲が認定した試験機関(以下、試験機関という)に提供するように求めることができ、乙はこれに応じなければならない。また甲及び試験機関は、試験等によって生じた機器の解体及び損傷について、一切その責任を負わないものとする。

### 第 5 条 改善勧告

甲は、本契約締結後に当該認証機器について、一部認証基準に適合していない事項が判明した場合は、乙に対し期限を定めて当該不適合の改善を指示することができる。なお期限までに改善がなされなかった場合、甲は、本契約書第 18 条第 2 項に基づき必要な措置を講じなければならない。

### 第 6 条 改善中の認証シール等の使用停止

前条の場合において、甲は、必要に応じて乙による改善措置が完了するまでの間、本契約で定める認証シールの使用停止を乙に指示することができる。

### 第 7 条 承継の禁止

認証に係わる事業の全部を甲が指定する第三者に譲渡するときは、別途甲が定める「エステティック機器認証制度」の「7. 認証の変更」の規定に従って認証が取り消されるもの

とし、譲渡先に承継できないものとする。

#### 第 8 条 試験等に際しての損害

甲は、「製品試験」及び「エステティック機器の安全性に関する試験及び検査システム認証書類審査」により乙に損害が生じた場合、甲の故意又は過失による場合を除き、その責任を負わないこととする。

#### 第 9 条 第三者への業務委託

甲は、乙の同意を得ることなく認証業務の一部を第三者に委託することができる。

#### 第 10 条 市場における買取調査

甲は、必要に応じて乙の当該機器について市場買取調査を行うことができる。

この調査に係る当該機器の買取費用と試験費用は乙の負担とする。

#### 第 11 条 サーベイランス

1. 甲は、乙の認証機器に対して、本契約に基づいてサーベイランスを行うものとする。

定期的なサーベイランスは、当該認証機器に対して認証申請時に行った「製品試験」、「エステティック機器の安全性に関する試験及び検査システム認証書類審査」の結果が引き続き維持されているかどうかを確認するために行うものであり、当該認証機器に対する認証書発行日を起算日とし、別途甲が定める「エステティック機器認証制度」の「9. サーベイランス」に従って 3 年又は 5 年が経過する毎に行うものとする。

2. 前項のサーベイランスの手順は、認証申請時と同様、別途甲が定める「エステティック機器認証制度」の「5. 認証プロセス」に準じて行うものとする。

サーベイランスにおける確認は、直近に製造された当該認証機器及び当該製造工場について以下の方法で行う。

##### (1) 同一性検査

- ①申請時に行った「製品試験」の際に撮影した写真との対比による外観確認
- ②部品材料確認（メーカー名、型番、定格、材料 等）
- ③マーキング（部品等の規格表示確認）
- ④改善要求に対する是正内容確認
- ⑤認証事業者より提出された、認証時の仕様に変更がない旨の誓約書確認
- ⑥電気用品安全法に定められた「適合性検査証明書」を要する機器については、その有効期限の確認

##### (2) システム書類審査

3. 甲は、次に掲げる一に該当する場合、乙に対して、臨時のサーベイランスを行うことができる。なお、乙は臨時のサーベイランスに係る当該機器の提供及び試験費用を負担しなければならない。

(1) 甲が当該認証機器について認証基準への不適合を認めた場合

- (2) 別途甲が定める「エステティック機器認証制度」の「7. 認証の変更」に従って、甲が追加の製品試験及びシステム書類審査を必要と決定した場合
- (3) 甲による認証基準の改定により、当該認証機器について認証基準への適合性に影響すると甲が判断した場合
- (4) 当該認証機器について認証基準に適合していないとする第三者からの通報を甲が受け、且つ、甲が必要と判断した場合
- (5) その他、甲が必要であると判断した場合

## 第 1 2 条 認証機器及び製造工場の試験及び検査システムの変更

1. 乙は、認証機器の仕様変更又は当該機器の安全性に関する試験及び検査システムの変更を行なうときは、甲に対して予め文書で通知しなければならない。甲は当該通知を受けたときは、臨時のサーベイランスが必要か否かを判断し、必要な措置を講じなければならない。
2. 乙は、業態及び認証の範囲の追加・変更等、認証書の記載事項に変更が生じた場合は、別途甲が定める「エステティック機器認証制度」の「7. 認証の変更」の規定に従って、甲に届出なければならない。甲は、当該届出に基づき追加の「製品試験」及び「エステティック機器の安全性に関する試験及び検査システム認証書類審査」を必要とするか否かを決定し、その結果を乙に文書で通知する。

## 第 1 3 条 苦情への対応の記録

1. 乙は、第三者から認証機器に関する苦情の申し立てを受けた場合、具体的に調査・対応をしなければならない。また乙は、当該苦情の内容、処理の方法、苦情原因の解析、再発防止のための対応方法を記録に残さなければならない。
2. 甲から前項に関する報告の求めがあったときは、乙は当該記録を甲に提出しなければならない。
3. 甲が認証した認証機器に関して、第三者から苦情の申し立てを甲が受けたときは、甲はこれを乙に通知するものとする。

## 第 1 4 条 苦情等への処理

1. 認証機器に関して、乙が第三者から苦情の申し立てを受けた場合又は乙と第三者との間において紛争が生じたときは、乙の責任において解決を図るものとする。
2. 前項の場合において、甲が第三者に対し損害賠償その他の負担をしたときは、甲は、乙に対して、損害賠償その他の負担につき求償することができるものとする。

## 第 1 5 条 認証の公表等

1. 甲は、甲のホームページにより、本契約に基づく認証を公表するものとする。
2. 乙は、認証されていない機器があたかも認証機器であるかのような公表をしてはならない。また認証に関し第三者に誤解を与えるような公表をしてはならない。

## 第 16 条 機密保持

甲及び甲が認証業務の一部を委託した第三者は、乙の認証に関連して知り得た認証機器に関する一切の情報を認証業務にのみ使用するものとし、他の目的に使用又は乙の承諾若しくは法令に基づく正当な理由なくして第三者に当該情報を漏えいしてはならない。ただし、本契約締結時に公知であった情報、契約締結後に甲の故意又は過失によらず公知になった情報及び甲が第三者から適法に取得した情報は除く。

## 第 17 条 契約期間の有効期間

本契約期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

## 第 18 条 認証シールの使用の一時停止及び認証の取り消し

1. 乙が次の各号に掲げる事由の一に該当する場合、甲は乙に対して、認証シールの使用を一定期間停止させることができる。
  - (1) サーベイランスの結果として不適合があったが、その性質上、甲が即時取り消しを必要ではないと判断した場合
  - (2) 認証シールの使用方法に本契約書の条項違反があり、乙による速やかな是正処置ができない場合
  - (3) 本認証制度及び甲が定めた認証手順・基準・規定に対して関連する違反があった場合
  - (4) 一定期間の製造中止等の合理的理由により、認証機器の製造が行われない場合であって、甲と乙が合意した場合
2. 乙が次の各号に掲げる事由の一に該当する場合、又は、甲の改善勧告にもかかわらず乙に改善がなされないとき、若しくは、乙から甲に認証の取り下げの申し入れがあったときは、甲は乙に対する認証を取り消すことができる。
  - (1) 乙から製造中止、その他の事由により認証の取り消し依頼があった場合
  - (2) 乙が整理、破産、倒産、譲渡、その他の事由により消滅した場合
  - (3) サーベイランスの結果として重大な不適合があった場合
  - (4) 乙が認証のために必要とされる費用を支払期日までに決済しない場合
  - (5) 認証シールの使用に係わる認証契約に対して違反がある場合
  - (6) 認証シールの使用の許諾が一時停止されている期間に、認証シールを使用する等不適切な手段を乙が講じた場合
  - (7) 別途定める罰則規定による認証取り消しが妥当と乙が判断した場合

## 第 19 条 契約の解除

1. 乙は、甲に対し、書面で通知することにより、本契約を解除することができる。この場合、本契約は、乙からの書面による通知が甲に送達された日から 30 日を経過した日をもって終了する。
2. 甲は、乙に対し、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、本契約を解除することが

できる。

- (1) 本契約書第 18 条第 2 項の規定に基づき甲が乙の認証を取り消したとき
- (2) 乙に甲に対する信用毀損その他甲との間の信頼関係を破壊する行為があったとき
- (3) 乙が支払いの停止又は破産宣言、特別清算、和議、会社整理若しくは会社更生の申し立てを受け又は自らが申し立てたとき
- (4) 乙が認証シールの偽造・改ざん等の不正行為があったとき。

## 第 20 条 不可抗力による契約の終了

天変地変その他の不可効力により甲の認証業務の遂行が不可能となったときは、この契約は当然に終了する。

## 第 21 条 認証シール等の抹消等

本契約書第 18 条第 2 項の規定により認証の取り消しがあったとき、又は、第 19 条若しくは前条の規定によりこの契約が解除若しくは終了したときは、乙は、認証シールを使用することはできず、既に認証シールを表示した機器等から認証シールの剥離及び表示の抹消をしなければならない。

## 第 22 条 認証規格の変更

1. 甲は、認証規格の変更が行われる場合、乙に対し、その旨の通知をしなければならない。なお甲は、必要であると判断した場合、十分な期間を設けて、当該改正、変更に伴う必要な措置を通知することができる。
2. 乙は、甲から認証規格の変更について通知を受けたときは、当該通知に従って必要な措置をとらなければならない。

## 第 23 条 補償

以下の事由により甲がクレーム、訴訟、損害賠償等の責任を問われた場合、乙は、甲の支払う全ての費用を負担する。

- (1) 甲が発行した認証書、認証シール等について、乙による誤った使用及び不正な使用があった場合
- (2) 乙による本契約書に規定する事項に違反する行為
- (3) その他、乙に責任のある行為

## 第 24 条 甲の責任限度

甲が負担する責任の限度は、甲の故意または重大な過失による場合を除き、甲が認証に係る費用として受取った金額の範囲内とする。

第 25 条 本契約に定めていない事項

本契約で定められていない事項に関して甲乙間にて疑義を生じた場合は、乙の事情を考慮し、甲が適宜決定するものとする。

第 26 条 その他

この契約締結の証として本契約書を 2 通作成し、甲、乙各自記名押印のうえそれぞれ 1 通を保有する。

契約締結日：平成 年 月 日

甲： 東京都千代田区平河町 1-6-15 US ビル 5F

特定非営利活動法人日本エステティック機構

理事長 福士 政広 ⑩

乙：所在地

法人名称

代表者氏名 ⑩